3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の領土を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書七に定める特定の約束による利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第七十五条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(a)　インドについては、インドの市民であること。

(b)　日本国については、日本国の国民であること。

第七十六条　特定の約束

1　一方の締約国は、この章の規定（附属書七に定める各区分に関する条件を含む。）に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該他方の締約国の自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2　いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国において1に規定する他方の締約国の自然人に対して発給される査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第七十七条　規制に関する透明性

1　一方の締約国は、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす規制に関し、当該他方の締約国の利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。この照会には、当該他方の締約国の自然人が、当該一方の締約国において、入国及び一時的な滞在を希望する過程において直面する特別の困難に関する照会を含む。

2　各締約国は、可能な限り、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす規制の電子的手段その他の手段による公示の日と当該規制の効力発生の日との間に、適当な期間を置く。

3　各締約国は、この協定の効力発生の日に、入国及び一時的な滞在の申請の審査に関連する手続であって、当該日に存在するものに関する情報を交換する。各締約国は、また、他方の締約国に対して、入国及び一時的な滞在の申請の審査に関連する手続に関する更新された情報を、不当に遅滞することなく提供する。

4　各締約国は、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在の申請に関して、直接又は当該他方の締約国の自然人の雇用者となる者を通じて最終的な決定（一時的な滞在の期間及びその条件を含む。）を通知する。

5　各締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。

第七十八条　入国及び一時的な滞在の許可に関する一般原則及び関連する事項

1　各締約国は、他方の締約国の自然人による入国及び一時的な滞在の申請（一時的な滞在の延長の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2　両締約国は、社会保障協定の締結の実現可能性について協議する。当該協議の後、両締約国は、当該協議の開始の日又はこの協定の効力発生の日のいずれか早い日の後三十六箇月以内に当該協議及び交渉を完了することを目的として、交渉を開始する。

第七十九条　同行する配偶者及び被扶養者

一方の締約国は、第七十六条1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された他方の締約国の自然人に同行する配偶者又は被扶養者が、当該一方の締約国の法令に基づく要件を満たすことを条件として、在留資格の変更により就労することが認められることを確保する。両締約国は、配偶者又は被扶養者が、当該他方の締約国の自然人に同行していることのみを理由として、就労することを禁止されないことに合意する。

注釈　この条の規定の適用上、「配偶者」及び「被扶養者」とは、他方の締約国の法令に従って認められた配偶者及び被扶養者をいう。

第八十条　紛争解決

1　第十四章に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a)　入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

(b)　当該事案によって影響を受ける一方の締約国の自然人が他方の締約国の行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2　他方の締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置の開始の日の後一年以内に行われず、かつ、決定が行われないことが当該自然人に起因する遅延によるものでないときは、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第八十一条　留保

この章の規定に基づく各締約国による約束は、当該締約国が附属書六の自国の特定の約束に係る表において特定した条件及び制限に従うものとする。

第八十二条　追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、交渉を開始する。

第八章　投資

第八十三条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国の投資家及び当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関するものについて適用する。

注釈　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域内において投資された投資財産に関連するものについても適用する。

2　一方の締約国の投資家は、その投資財産がこの協定に適合する他方の締約国の法令に従うことなく取得されたものである場合には、投資紛争を第九十六条4に規定する調停又は仲裁に付託してはならない。

3　この章の規定と第六章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

(a)　第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の対象となっている事項に関しては、この章の規定と第六章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。

(b)　(a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と第六章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

4　この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第八十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(b)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。